



決	校 長	教 頭	担当者	文書係
裁				4-4-21

公 共 高 第 2 5 5 号
平成 2 2 年 7 月 1 5 日

各所属所長 様

公立学校共済組合高知支部長
(公印省略)

育児休業手当金及び介護休業手当金の給付上限相当額の変更について (通知)

このことについて、雇用保険法 (昭和 4 9 年法律第 1 1 6 号) 第 1 7 条第 4 項第 2 号ハに定める賃金日額が変更されたことに伴い、平成 2 2 年 8 月 1 日以後の期間について支給される地方公務員等共済組合法 (昭和 3 7 年法律第 1 5 2 号。以下「法」という。) 第 7 0 条の 2 及び第 7 0 条の 3 に規定する育児休業手当金及び介護休業手当金の給付上限相当額が下記のとおり変更されますので、お知らせします。

記

- 1 育児休業手当金 (法附則第 1 7 条の 2 の暫定措置により支給されるものに限る。) の給付上限相当額

$$\begin{aligned}\text{給付上限相当額} &= 13,650 \text{円} \times 30 \times 50 / 100 \times 1 / 22 \\ &= 9,306.81 \text{ (円未満端数切捨て)} \\ &= 9,306 \text{ (円)}\end{aligned}$$

参考【平成 2 2 年 3 月 3 1 日以前に育児休業を開始した方】

$$\begin{aligned}9,306 \times 3 / 5 &= 5,583.6 \text{ (円未満端数切捨て)} \\ &= 5,583 \text{ (円)} \rightarrow \text{休業中支給分の上限額} \\ 9,306 - 5,583 &= 3,723 \text{ (円)} \rightarrow \text{復職後支給分の上限額}\end{aligned}$$

- 2 介護休業手当金の給付上限相当額

$$\begin{aligned}\text{給付上限相当額} &= 13,650 \text{円} \times 30 \times 40 / 100 \times 1 / 22 \\ &= 7,445.45 \text{ (円未満端数切捨て)} \\ &= 7,445 \text{ (円)}\end{aligned}$$

担 当 : 共済班 山本
TEL : 088-821-4813